

商品の仕様・価格・納期・納品場所・受渡条件等各個の取り決めは、これと切り離して、別に定める「個別契約」でもってフレキシブルに対応ができる。

共通事項となるのは、取引の目的、適用範囲、個別契約の定めと契約成立の時期のほかは、価格の決定方法、受入検査と権利の移転、検収、品質保証、滅失等危険の移転、支払（相殺）、遅延損害金、瑕疵（かし）担保責任、製造物責任、再委託の禁止、権利義務の譲渡等の禁止、不可抗

◆継続的取引  
一定の期間にわたって取引  
関係の存在が前提とされてい  
るときは、共通する契約条項  
を抽出した「取引基本契約」  
を相互に交わしておくと、迅速  
・簡略な取引に役立つし、  
広く行われている。

意、定めた事項の協議等が定番であった。  
新しくは、反社会的勢力の排除、最低取引量の保障、完全合意（取引基本契約以外の

匠プラザ21  
経営法務大学

取引基本契約の検討

【遅延損害金】  
利率の約定がなかつた場合、法定利率適用となるが、年5%から変動制の年3%に下がつてゐる。「賠償額の予定」は、裁判所も額の増減ができないとされ、契約履行を促す役割を果たしてきたが、廃止となり、約定利率の扱いには、下請代金又は遅延等防止法の定め（下請代金の遅延には親事業者は年14・6%の遅延損害金を支払わなければならぬ）に対する配慮が必要である。

約は従前まま維持されてい  
る。担保責任を負わない旨の特  
定金額（極度額）の範囲内で  
責任を負う旨を定めておかな  
いと、無効とされる。

【通知義務と解除権】  
取引基本契約は、情報を交換し協働を旨としており、強い信頼関係がなければならぬ。相手方において、合併、会社分割、株式の発行・交換・譲渡等に重大な変更が生じた場合、取引を解消するかの問題になる。

力による免責、秘密の保持、  
知的財産権の保護、中途での  
解約、期限の利益の喪失、本  
契約または個別契約の解除、  
連帯保証、有効期間、終了後  
残存の規定、管轄裁判所の合

◆修正の必要  
共通事項について、民法(債権法)の改正に伴う修正が必要となつた。

**〔瑕疵担保責任〕** 従来からの「隠れた瑕疵」の概念が、「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」に変わった。これは、単に言葉の使い方の問題ではなく、担保責任の

◆追加の動き  
【環境保全の遵守】双方が地球環境の負荷を軽減し合うことを宣言し、禁止物資の取扱いを排除する。  
【表明証】

無断複製・転載を禁じます